

県知事を囲む懇談会

2

知事のあいさつが終つて懇談会に入り一番目に北須釜の佐久間さんより

(一)農業構造改善事業について 村全体の一八%しか実施されてない、残り八二%の農家と実施した農家の差をどうするか又あまりに制約が多すぎる。

(二)と関連して酪農振興促進と国有林の払下げについて 酪農振興の促びは非常に悪く消費が一三%のびておるのに昨年度牛乳生産増加は三%にすぎない。此が促進のために国有林払下げ牧野造成があるが払下げには難点があり、加へて払下げを受ける場合も幼令木の補償に多額の金を支払はなくてはならない。

(四)牛乳集荷荷について 「開拓連」「酪連」等ばらばらになっており一本化されてないし不足払制度も実現されてないではないか。

との質問に対し木村知事はより次のような答があった。(一)政府でも第二次第三

次と行方考へておるので此に便乗して実行してもらいたい。制約が多すぎるのは国の金を使用するのがある程度止むを得ないが県とよく相談して納得の上実行してもらいたい。(二)県でも全力をあげて一本化に努力しておるがなか／＼思うように進行しないでおる。国有林の払下げについては使用目的をはっきりさせて村を通じて申請すれば実現出来る。その際県でも応援する。幼令木の問題は長期低利資金もあるので県農政部でよく相談されたい。

(三)此の問題は県ばかりで処理出来ない現状なので各機関と話をう努力する。下足払制度については目下進行中なのでもうしばらく御待ち願いたい。

つづいて北須釜の渡辺さんより、佐久間さんの質問と関連して農業構造改善事業について四三年度で打切ると云う話であるがその後はどうなるか、事務が

煩雑なのでもっと簡素化出来ないのか。これに対し先に話した通り第二次第三次と予定しておるので打切るとは考へられない。事務の簡素化についてはもいたる所で聞く問題であるが先に話した通り国の補助金であるので、ある程度止むを得ないが、出先機関の皆さんも出来るだけ地元民の声を聞いて協力するように努力して下さい。(出先機関の長に向つて) 三番目に中の尾形さんより 商工行政指導の強化について (一)農業行政には種々の課があり指導機関が有るが商工に関して労働商工課の寄合課があるのみで県石川事務所に行つても相談する課もない状態である。(二)低利の融資も有ると答へた。(つづく)

であるが銀行、信用金庫に行つてもなかなか借入が難かしいので簡易に借入れ出来るようにして欲しい。(三)中商企業がどうなつてもよいと云う考へはないが、戦時中食糧増産が急務であったのに加へて、商工業は個人の損徳と考へられて軽視されてきたことは事実である。終戦後県にも商工労働部の下に商工課を設置現在一七人の指導主事を置き商工会には相談員を置いて経営の近代化、売先の研究、高利で先行金融等の指導を行つておる。尚信用保証協会を強化して低利で担保も保証人もいらない金を利用出来る様努力する。尚銀行、信用組合のことも善処する。と答へた。(つづく)

このたび国保係に於て、皆さんの病気がどの様なものが多いか。又部落毎の罹病率を調べて下さい。

ましても村全体及び他部落と比較対照し今後の疾病予防の参考にしなさい。

1 掲載の数字は千人に
2 一人当りの医療費は
3 一件当りは一回当りの医療費

各部落の国保統計疾病調べ

Table with columns: 病類番号, 疾病分類, 各部落 (村全体, 川辺, 蒜生, 小高, 中, 岩法寺, 竜崎, 南須釜, 北須釜, 吉, 山小屋, 四辻), 合計, 1人当り医療費, 1件当り医療費.



昭和四十二年の新春を迎い
心からお祝い申し上げます

村議会議長 小原 忠 治

かえりみますと、昨年は多事多難なしかも
内外共に容易でない年でありました。しかし
乍ら本年は気分を一新致しまして平和な明る
い村造りを強力に推進致したいと思ひます。
当面する問題と致しまして、千五沢ダム問題、さらに小学校統
合問題と重大なる問題が山積致して居ります。本年度はこれらの
問題解決のため誠心誠意、公正な議会運営のため渾心の努力を致
す次第でありますので村民各位はもとより執行機関、各方面の絶
大なる御協力をお願い申し上げます。

これだけは

知っておきましょう

選挙人名簿の登録等について

選挙法の一部が改正され、基本選挙人名簿が永久選挙人名簿になったことは御承知のことですが、主として次の点が交ったのでお知らせします。

◎選挙人名簿 基本選挙人名簿、補充選挙人名簿が廃止され永久選挙人名簿となった。

◎登録の申出 永久選挙人名簿に登録されていない人で、昭和四十一年九月三十日確定名簿)本村に住所を有し、年令満二十才に達した人(新有権者)又は年令満二十才以上で本村に住所を有することに
なった者(転入者)はその都度登録の申出をしなければなら

ない。登録の申出をする場合は必ず「選挙人名簿登録証明書」又は「未登録証明書」を添付する(該当される人は至急申出下さい)

◎選挙人名簿の閲覧 選挙人名簿の閲覧はいつでも役場の執務時間中は閲覧することが出来る。

◎名簿に登録する時期 選挙管理委員会におたずね下さい。

靖国の御魂よ安ら

戦没者追悼式挙行

昭和四十一年十一月三十日玉川村泉中学校屋内体操場において日清、日露をはじめ大東亜戦争にいたる諸戦役において尊い犠牲となられた本村二三四名のみ霊を慰めるため来賓の地沖繩の南部の聖地、摩文仁(まぶに)の丘に慰霊碑「ふくしまの塔」を建立し、本県知事を始め関係者並に遺族の代表者が現地に赴

き慰霊の祭事が行なわれ、代表者の玉串奉奠並びに焼香があり厳粛の内に式が終了いたしました。

工事入札結果について

十二月二十日午前九時より役場に於て、村内外の建設業者により、須釜小学校土地災害復旧工事、四辻分校土地災害復旧工事、南山小屋林道整備事業、高田工業KK

- 尾形建設 八七五、〇〇〇円
- 岩谷工業所 二五〇、〇〇〇円
- 尾形建設 八七五、〇〇〇円
- 岩谷工業所 二五〇、〇〇〇円
- 高田工業KK 四九〇、〇〇〇円

戸籍の届出について

福島地方事務局 玉川村役場

新聞紙上に掲載され、既に承知のこと、月十三日の全日空松山



戦没者追悼式場

新聞紙上に掲載され、既に承知のこと、月十三日の全日空松山

戸籍に関する届出事件の種別及び要件概要

種別	事件本人	届出地	届出義務者	出要書類、届出期限
出生届	出生子	出生した市町村	父又は母	出生の日から14日以内 出生証明書(医師又は助産婦)
養子縁組届	養親 親子	本籍地又は住所地	養親及び養子	15才未満の養子の場合法定代理人が届出人となる 証人2人必要
養子離縁届	〃	〃	〃	〃
婚姻届	夫 妻	〃	夫 妻	証人2人必要
離婚届	〃	〃	〃(裁判離婚の場合のみは申立人のみ)	〃(裁判離婚の場合には審判書の謄本を添付し証人不要)
親権、後見	子及び親権後見人	〃	親権者又は後見人	協議により親権を定める以外の場合家庭裁判所の許可書の謄本
死亡届	死亡者	死亡した市町村	同居の親族者 その他同居者	死亡の日から7日以内 医師の診断書又は検案書
入籍届	子	本籍又は住所地	本人又は法定代理人	家庭裁判所の審判書の謄本
氏名変更届	変更する者	〃	本人又は戸籍の筆頭者及びその配偶者	〃
転籍届	戸籍の筆頭者 と同居者	〃	戸籍の筆頭者及びその配偶者	戸籍謄本2通

困ったということが報じられております。このように婚姻などで皆さんの身分上に変更が生じた場合(例えば出生、結婚、養子縁組、転籍、死亡など)ただちに最寄りの市町村役場に戸籍の届出をすることが大切であります。届出方法は、どの市町村役場にも届出の用紙が備え付けてありますから、それに必要な事項を記載して、届けることができます。また郵便、口頭でも届け出ることが出来ます。(必要事項が完全に解ること)

それからの届出の日が一般事務の取扱わない日曜日、祝日の場合は日曜日、祝日の日でも届けても構いません。次へ届出に関する規定の概要を列記して参考に供します。くわしいことは役場の戸籍係に相談下さいませようお願いします。

猟銃空気銃

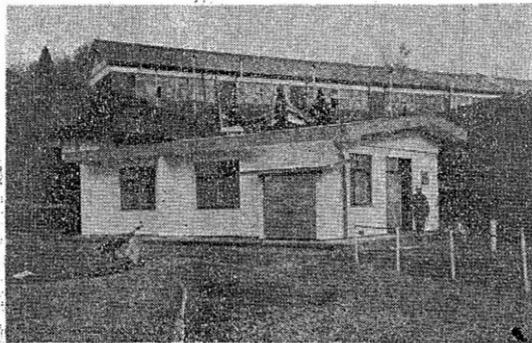
所持許可講習のお知らせ

昨年六月銃刀法の一部改正があり、本年一月一日から適用されています。その改正により猟銃、空気銃の所持許可講習の制度が新設されました。講習会の実施内容は次のとおりです。お知らせいたします。

- 一、講習会を受けなければならぬ方
(1)昭和二十一年から昭和二十九年までの間に許可を受けて、猟銃または、空気銃を所持している方。
(この方は、法律改正により、昭和四十二年四月三十日に許可の更新を受けるための条件として、この講習を受けなければなりません。)
 - (2)昭和四十二年一月一日以降猟銃または、
- 二、講習会の日時、場所
一月二十七日午前十時から白河警察署道場、三月十五日午前十時から郡山市公会堂。
当日は印鑑、筆記用具を持参のこと。
三、申込み方法
講習を受ける方は開

モダンな給食室完成

おいしい給食始まる



須釜小中学校完全給食室の建設は、去る九月より須釜小身体南側に、鉄骨ブロック造り平家建、八七、五二一平方米(二六、四八坪)を一六五万円で矢吹町高田工業の請負により内部設備は、一三六万円で東東のクマノ厨工業によって工事が進められていましたが、この程近代的な消毒保管車、自動洗滌機等の機械も入った、モダンな給食室が出来上り、

北海道の旅

溝井 一郎

両あとの陽光の中に白々と
白樺ゆけどゆけどつきさず
揺られゆくバスの屋根より仰ぎ見る
高き岩山ゆらぐかに見ゆ
蝦夷地深く旅かさね来て今こゝに
大西小西の寄岩見てたつ
ネクタイと腕時計して首長が
アイヌの生活こまこま説けり
洋装はすれど腰骨大きくて
アイヌ娘の気骨隆々

催日の五日前までに石川警察署に次の書類等を提出して下さい。
(1)講習申込書二枚
(2)写真(ライカ版)二枚
(3)五〇〇円(県収入証紙)
詳しくは警察署又は駐在所にお問い合せ下さい。

二名の給食婦も決って三学期初めの十日より須釜小中学校、それに四辻分校には毎日自動車運搬し、おいしい焼きたてのパン、新鮮な生牛乳、暖かいオカズによる完全給食が実施され、始めて食べる完全給食に児童生徒は笑顔で舌つづみをうちながら食べており、この完全給食によって、児童生徒の一層の体位向上が期待されています。

逝去お悔み申し上げます

(十一月分の死亡届書から)

部 落	死亡者氏名	世帯主名	続柄
川 高	遠藤 勘家	大槻 卓巳	父
小 高	添田 キセ	音 次	母
中 法	永林 由之	テ イ	長男
岩 法	佐久間 忠	幸一	兄の長男
竜 崎	草野 マサ	重 治	母
南 須	佐久間 治	金 三	父
竜 崎	鈴木 廣司	弘 次	父
南 須	真野 真吉	道 徳	父
北 須	草野 明	文 明	孫
北 須	関 根	ヨ シ	孫
四辻新田	有賀 ヨシ子	銀三郎	妻

婦人少年室協働員とは

これは耳新しい言葉ですが協働員は労働省婦人少年局と各県婦人少年室の仕事を手助けする婦人少年者の福祉のために働いておられます。当村の小針安司さんが玉川、大東、平田の三村を担当しており皆さんの活用を待っております。

出稼の方々と連絡をしたいと思います。金がなくなったら、手紙を出した返事がありません。病気でないか、事故でもあったのではないかと心配ですが警察に出すのは大げさだ、などと云う場合協働員に相談して下さい。協働員

お誕生おめでとう

(十一月分の出生届書から)

部 落	出生児氏名	世帯主名	続柄
蒜 生	曲山 勇夫	伝 治	孫
小 高	石井 義弘	義 二	孫
岩 法	今泉 忠久	兼 夫	長男
南 須	倉 康重	源 三	三男
山小屋	小原 枝子	保 男	孫
	松山 里美	金次郎	孫

先月の日誌より

各県の婦人相談室と力を合せて連絡網をふりに利用し適切な処置をとります。
●困った事を相談したいとき
家庭のこと、子供の健康のこと、村のつきあいのこと、働く口が欲しい、など云うときも相談に応じます。必要ときは関係機関とも連絡をとり解決の御手伝いを致します。勿論相談の上の秘密はかたく守ります。気軽に相談に御出下さい。

新年おめでとうございませう。昨年は皆様の指導により曲りなりにも広報の発行出来ましたこと編集委員一同厚くお礼申し上げます。今年もよろしくお願ひします。
「寿はぎて仰ぐ初日の輝きて昭和の御代のこのけのむすまで」という句がうかびました。昭和和も四十二年を数え、年々科学の進歩、経済成長と共に我が国においても人工衛星の開発も着々と進み、世界の先進国と歩調を並べる日も遠くなく、私達も他に立遅れなく今年こそ希望に満ちた最良の年でありませうお祈りいたします。

